

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会

平成24年度 10月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、晩秋の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、10月締めのお受付台数は12,843台で本年度累計は78,852台、前年度同月比101.3%、前年度累計比98.2%となりました。
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 特定行政庁の指導事項について

① 兵庫県内の尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市高砂市の11の特定行政庁において、エレベーター安全装置設置済マーク表示の運用についての指導がありました。

これから安全装置(地震時等管制運転装置、戸開走行保護装置)を設置する既設のエレベーターにおいて、設置後エレベーター安全装置設置済マークを希望する場合は、(副)定期検査報告書(第二面)8.備考欄へ平成〇〇年〇〇月〇〇日に「地震時等管制運転装置」或いは平成〇〇年〇〇月〇〇日に「戸開走行保護装置」(ENNNUN-〇〇〇〇)を設置済により、エレベーター安全装置の安全マークを希望しますと記入してください。尚、検査結果表については、弊協議会 近検協第24-060号による。

又、設置済マークを希望しない場合は、(正)定期検査報告書(第二面)8.備考欄へ平成〇〇年〇〇月〇〇日に「地震時等管制運転装置」或いは平成〇〇年〇〇月〇〇日に「戸開走行保護装置」(ENNNUN-〇〇〇〇)を設置済と記入してください。

又、詳細については各特定行政庁へお問合せください。

② 京都市より、前回の報告日以降に安全装置(地震時等管制運転装置、戸開走行保護装置)を設置した既設のエレベーターにおいては、設置後初回の報告について建築基準法第12条3項で報告し、改善完了届書(3部)及び施工図・写真を添付するようこの指導がありました。

以上、周知方よろしくお願い致します。

2. 定期検査報告書(第二面)【昇降機に係る確認済証交付年月日等】の欄について

既存昇降機の改修工事(昇降機定期検査実務要綱2012年版 2-22 確認申請の必要な改修工事)で確認申請の手続きを行った場合は、新設物件として取り扱いますので上記の欄は新たな番号となりますので周知方願います。

3. 検査結果表の記入について

検査結果表の「当該検査に関与した検査者」欄は、(建築基準法施行規則別記三十六号の三様式)定期検査報告書(第二面)3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。尚、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

以上